

空家の有効活用を！

鈴木 潔 議員

問 空家等対策の推進に
関する特別措置法が成立
し、リフォームすればまだ
使える空き家の利活用につ
いて、利根町では空き家バ
ンク登録により、お互いの
条件が合えば宅建業者に委
ねて売買あるいは貸借が成
立する仕組みを導入してい
る。市でもこの制度を創設
してはどうか。

市長 空き家に対してどう
いう支援をするのかもさる
ことながら、これからの日
本も持続可能な住宅流通シ
ステムを国策としてしっか
りやっていく方向になると
考える。決してこのままで
良いわけではなく、あるもの
を大事に使えるような社会
システムを検討していく。

問 活用不能の空き家につ
いて、解体・除去費用の補
助、固定資産税の減免はど
のようになるか。

総務部次長 管理不全が放
置される可能性があり難し
い問題。今後、国からの支
援・補助制度が明確になっ
てくる。国の制度を活用し
て考えていきたい。

問 若者をめぐる状況は、
住宅に限っても大変な状況
である。市には良質な集合
住宅として井野・戸頭のU

R団地があり、市営住宅も
ある。若者に家賃補助をし
てはどうか。

都市整備部長 20代から40
代の子育て世代にたくさん
住んでもらうためには、住
宅・教育・買い物環境、
交通の利便性など総合的に
まちの質を高めていかなけ
ればならない。これからも
総合的に関連した、選ばれ
るまちの実現を図っていく。

学校統廃合による 小中学校の跡地利用

加増 充子 議員



旧取手第一中学校での団体活動の様子

問 廃校後の学校跡地の利
活用は、どのように考えて
いるか。

政策推進部長 行政目線だ
けでなく、民間的な視点も
必要である。今年度、民間

活力の導入の可能性について
調査、検討している。最終
的な判断については、行政が
責任を持って提案し、市民
に説明しながら進めていく。
問 旧取手一中は子どもた
ちの部活動や地域の団体
で、ほとんど空きがなくな
り用されている。地域コミュ
ニティーの場として使いた
いという声をどう集約して
いくのか。

答 団体の事務所やクラブ
活動の拠点にしたいといっ
た個別の要望はいただいて
いる。1教室とか狭い範
囲の要望がほとんどであ
る。個別の意見をそれぞれ
聞くのは難しく、コミュニ
ティーの利用も含め、いろ
んな視点から検討して、
どういった施設がいいか決
めていきたい。

問 跡地利用について、他
の地域ではワークショップ
や住民アンケートなども
行っているが、実施につ
いての考えは。

特定政策推進室長 まずは
行政として案を示すところ
から始めたい。そのため、
ワークショップのようなゼ
ロから皆さんと考える形は
考えていない。ただし、市
民アンケートや地域の懇談
会、説明会は十分に行っ
ていきたい。

県道・取手東線工事 の進行状況

吉田 宏 議員

問 竜ヶ崎工事事務所が
行っている取手東線の工事
範囲は。

建設部長 市民会館利用者
駐車場付近から片町交差点
までの約330mの区間
で、幅員は16mで工事をし
ている。

問 昨年、道路上の埋蔵文
化財の調査を行っていた
が、どのようなものが出土
したのか。

答 江戸時代後期の茶わん
や灯明皿など、日用品の陶
磁器や仏具の破片が多数出
土している。

問 八坂神社に近い側の工
事が進み、片町交差点側は
進んでないように見える
が、どのような工程なのか。

道路課長 工区を二つに分
けて施工している。八坂神
社側を1工区、片町交差点
側を2工区として、1工区
は3月まで工事を行う。2
工区については、上下水道、
ガス管工事を3月中に予定
しており、その後道路工事
に入る。

問 工事の完成時期はいつ
ごろの予定か。

答 夏ごろの完成を目指し
ている。

問 念仏院前には横断歩道
はないが、高校生や周辺の



取手東線念仏院前

方々の横断が多い箇所と
なっている。道路が曲がっ
ており、横断する場合には
危険なため、横断歩道と街
路灯を設置してはどうか。

答 県道であるため、周辺
の市民のご意見等を聞きな
がら、茨城県警と竜ヶ崎工
事事務所に横断歩道の設置
を要望していきたい。

久賀地区新川の 耕作放棄地を有効に

市村 達明 議員

問 久賀地区新川の耕作放
棄地はどのくらいか。

農業委員会会長 久賀地区
全体で12・9畝、久賀地区
新川で11・8畝ある。

問 耕作放棄地の市道で
は、道の原野化や水浸しに
より機能していない道もあ
る。県、市の管理が行き届
いていないように見えるが。
建設部長 市道の管理は現
在なされていない状況。

問 今後の対策について
は。

答 草刈り等は農地整備と
合わせて実施していきたく
い。また、水がたまって
いる道路については通行止め
の対応をしていく。

問 近年、農地法の改正で
企業への農地貸し出しが可
能になり、牛久市では農地
の企業への貸し出しを行っ
ている。耕作放棄地を貸し
出せないか。

農政課長 企業が参入して
いる農地のほとんどが優良
農地となっている。今回の
対象は耕作放棄地であるこ
とから、畑として利用する
ためにはかなりの投資が必
要。企業への貸し出しは非
常に条件的に厳しいと考え
ている。

問 市民農園として利用で
きないか。

答 利用には、市で実施す
る場合も非常に設備投資が
かかり条件的に厳しい。

問 意向調査は実施してい
るのか。

農業委員会事務局長 新川
の耕作放棄地について、現
在所有者の方に意向調査を
実施している。